

罪を犯した障害がある人への支援

千葉県地域生活定着支援センター
センター長 岸 恵子

地域生活定着支援センターの業務

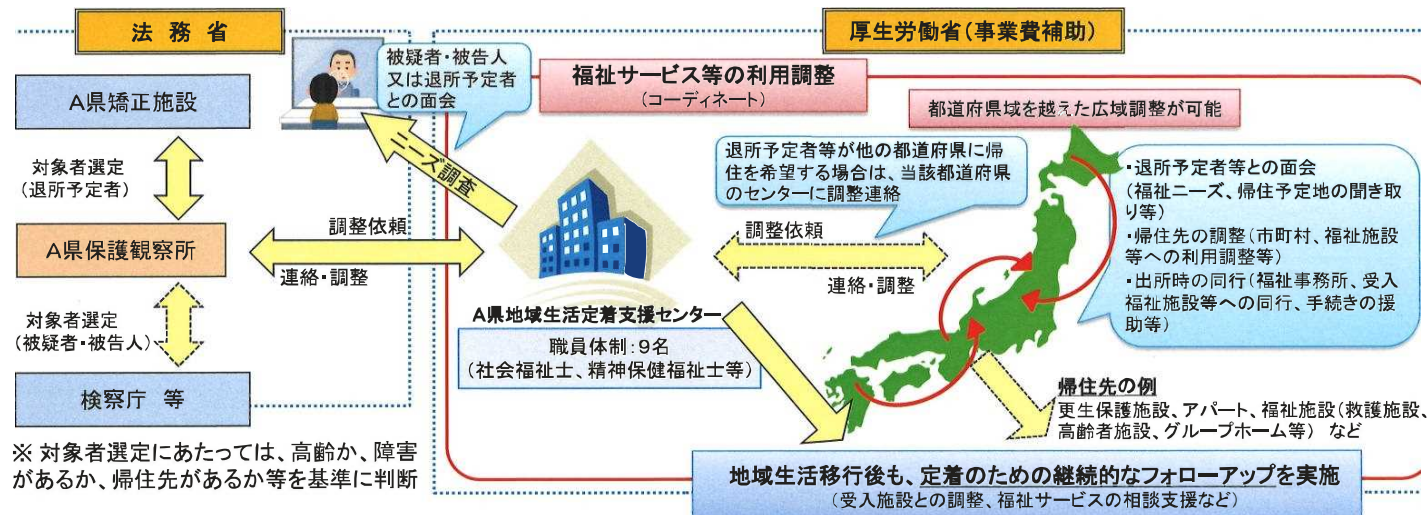
法務省と厚労省の連携事業

平成23年度末に全国の都道府県に設置され広域調整が可能になった

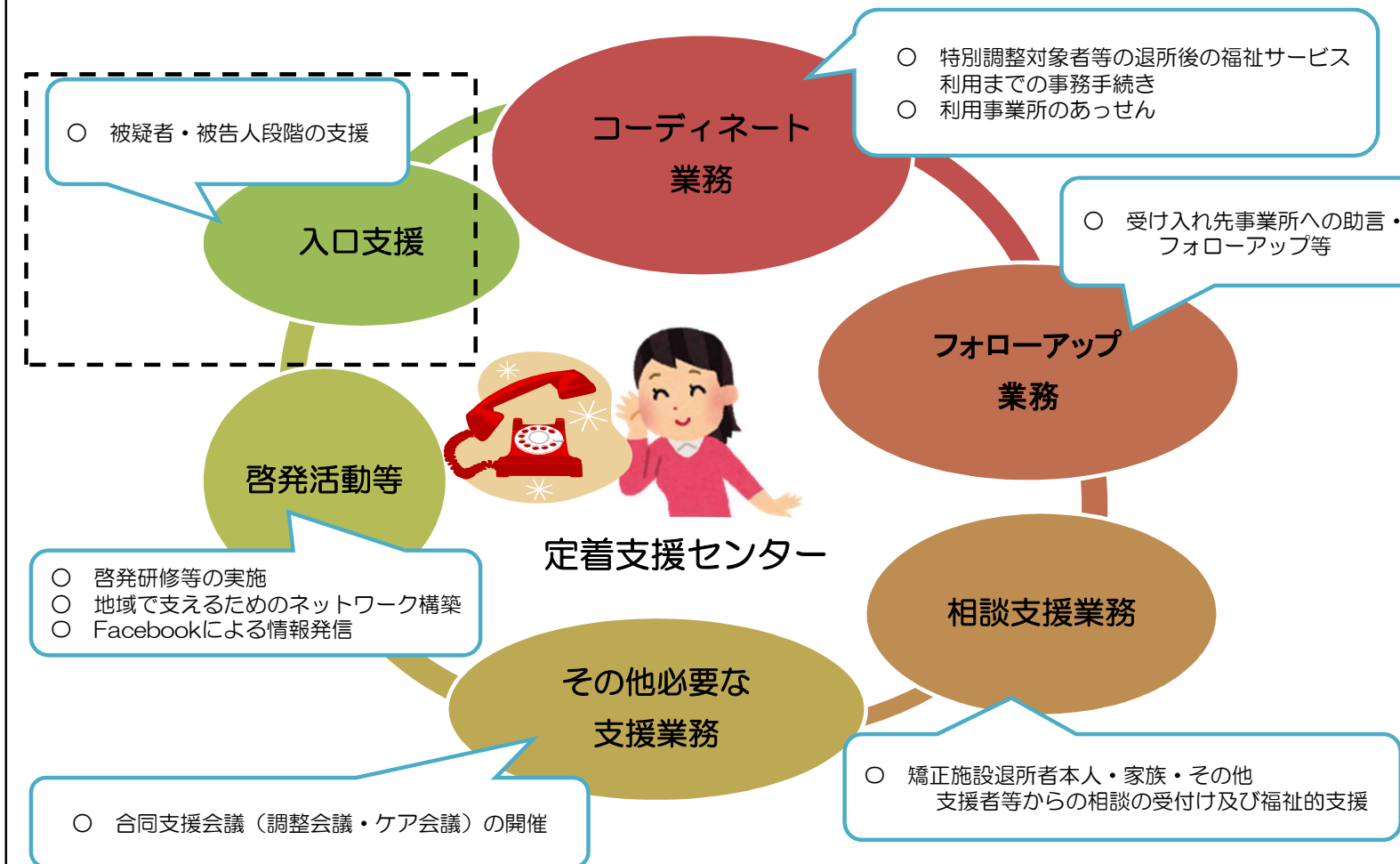
「対象者」と「6つの業務」

地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度から全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務
- 令和3年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難なものに対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う被疑者等支援業務を開始。



定着支援センターの5つの業務＋1

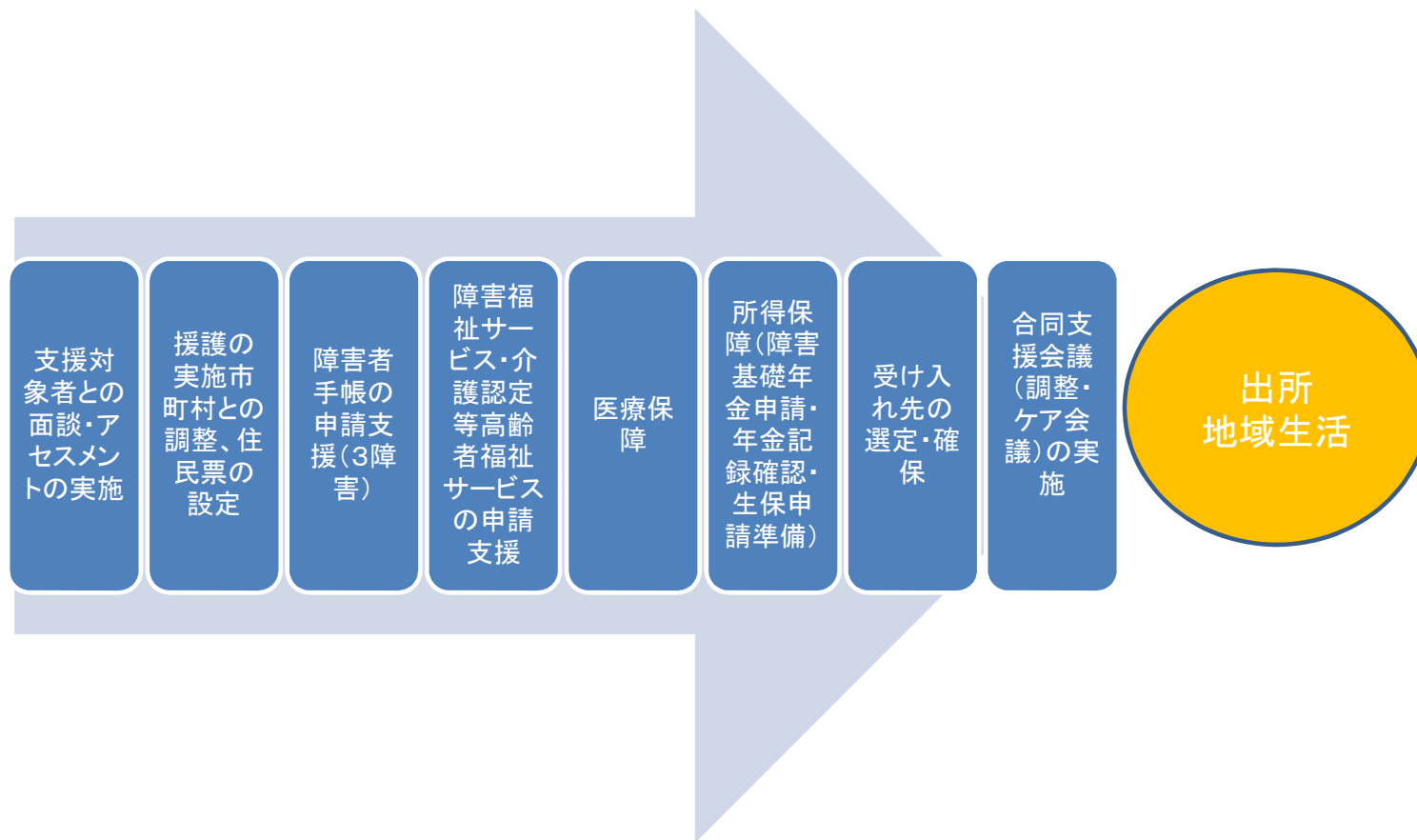


特別調整対象者

矯正施設に入所中であり、以下のすべての要件を満たす人

1. 高齢(おおむね65歳以上)又は障害を有すると認められること
2. 矯正施設退所後の適当な住居がないこと
3. 矯正施設退所後に福祉サービス等を受けることが必要であると認められること
4. 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること
5. 特別調整の対象となることを希望していること
6. 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関等に、保護観察所の長が個人情報を提供することに同意していること

コーディネート業務



フォローアップ業務

地域定着

受け入れ事業
所へのフェイス
シート作成の助
言

受け入れ事業
所へのモニタリ
ング(状況聴き
取り)及び訪問

受け入れ事業
所への処遇面
の助言及び定
期的な「合同支
援会議」の実施

対象者が保護
観察中の場合
は、保護観察所
との十分な協議
を保つ

地域生活移行
個別支援特別
加算の「意見
書」の発行

定着先

単身生活（５０）、家族と同居（１８）、障害者施設（２２）、**障害者GH（５５）**、宿泊型自立訓練（３）、特養（３）、有料老人（１６）、軽費老人（１）、高齢者GH（５）、養護老人（４）、婦人保護施設（１）、無料低額宿泊所（５７）、シェアハウス（９）、住み込み就労（８）、その他（１７）、病院（３）、自立準備ホーム（５）、他県帰住（１３）、コーディネート中（１６）、途中集結（４１）

特別調整・一般調整 合計 ３４７名

R４年１１月３０日現在

【参考１】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

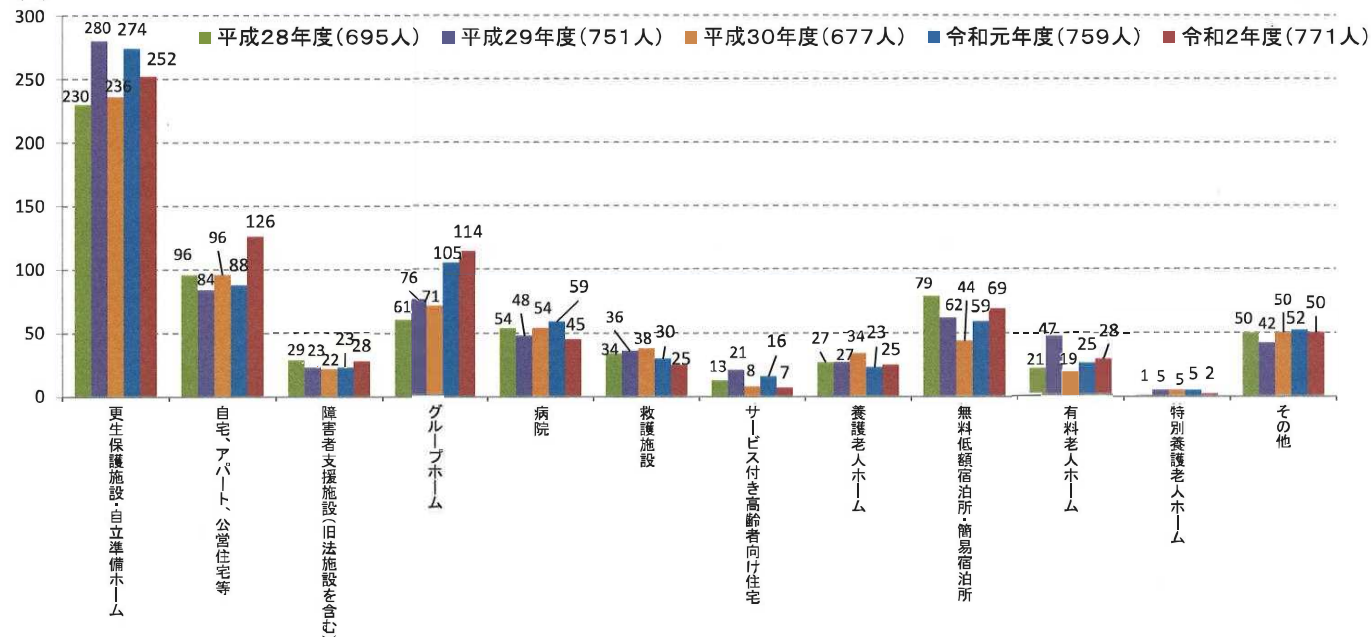
(単位:人)

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体＋ 知的	身体＋ 精神	知的＋ 精神	身体＋知的 ＋精神	その他※	合計
65歳以上	27(44)	22(28)	56(44)	1(3)	8(3)	6(3)	1(0)	221(230)	342(355)
65歳未満	21(28)	132(127)	188(166)	7(7)	13(10)	65(56)	1(5)	2(5)	429(404)
合計	48(72)	154(155)	244(210)	8(10)	21(13)	71(59)	2(5)	223(235)	771(759)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かつこ内は令和元年度の実績である。

【参考２】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

(人)



※「救護施設」は、令和2年度については「生活保護施設」である。

事例

事例 Aさん（知的障害）

- 国選弁護士からの相談
- 年齢：50代
- 罪名：殺人未遂
- 判決：求刑 8 年 懲役 3 年執行猶予 5 年
保護観察なし
- 関係機関

弁護士、障害福祉課、生活保護課、相談支援事業所、
就労先(A型事業所)、保護観察所、医療機関、
自立準備ホーム、定着支援センター



拘置所で本人の希望を聞く
「調理関係の仕事に就きたい」

拘置所で市役所のケースワーカー、相談支援専門員による面接



合同支援会議の開催、定着支援センターが更生支援計画作成



裁判員裁判で情状証人となる⇒拘置所で療育手帳の申請⇒療育手帳の発行



釈放⇒自立準備ホームへ入居⇒ハローワークで求人登録・紹介状をもらう⇒就労先との面接⇒採用⇒就労開始⇒GH入居⇒障害基礎年金申請・受給⇒アパート転居



福祉の支援が必要な出所者の現状

半数以上が満期出所

帰る場所がない
(帰住先未定・不詳の
者が多い)

頼る人がいない

複数の障害や疾病を
抱えている

障害からくる認知のゆ
がみがある

住民票や戸籍がない
⇒ まともな仕事につ
けない
⇒ よって、貧困である

どんな罪を犯しているか

- 最も多い罪名は障害者・高齢者ともに

①「窃盗」「常習累犯窃盗」

②「詐欺」(無銭
飲食、無賃乗車)

その他

常習累犯窃盗
窃盗罪・窃盗未遂罪に
あたる行為を常習的に
する罪。過去10年間に
3回以上これらの罪で懲
役刑を受けた者が、新
たに罪を犯すと成立す
る。3年以上の有期懲役
とされ、一般の窃盗罪よ
りも重い。

負け組と勝ち組を分けるもの

- 財力（被害弁償等）
- 人脈（身元引受人）
- 知的能力（内省力・表現力）

『2円で刑務所、5億で執行猶予』

龍谷大学教授 浜井浩一

2円で刑務所、
5億で執行猶予



浜井浩一

光文社新書
427

再犯防止ではないセンターの役割

ネグレクト・虐待・DV・社会的放置・他人による金銭搾取

生活を立て直したくても立て直せない現実

高次脳機能障害、精神障害、知的障害、歩行困難・難聴・人工透析が必要な身体障害

反省していない訳ではないが反省できない状況

必要な福祉を受けていない、又は未治療、手帳を所持していない、又は紛失

認知症

アパートや無料低額宿泊所に住民票はあるが戻れない

職権消除により住民票がない 戸籍がない

身分を証明する物を持たず、一度失った住民票を自力では取り戻せない

多問題家族(本人支援だけでなく、家族全体の支援が必要)

安心できる住まいで
暮らしはじめた人々

精神障害

- 駅舎に寝泊まり
前科 1 1 犯



知的障害

- 生きていくための店舗あらし
前科4犯



精神障害

- 赤い自転車ばかり盗んでいた
前科2犯



知的障害・聴覚障害

- 「まったく聴こえない」
前科9犯



発達障害（少年）

- 実親からの虐待



知的障害・高次脳機能障害

- 家庭での十分な養育を受けられなかった



知的障害（少年）

- 家庭での十分な養育が受けられなかった



グループホームに求めること

「罪を犯した人」としてではなく

「助けが必要な人」として受け入れて

刑事司法と福祉

- 刑事司法の目的
 - ▶ 社会の利益、犯罪防止、再犯防止
 - ▶ 法的制約、強制力
- 福祉の目的
 - ▶ 本人の利益、福祉ニーズに応える
 - ▶ 個別性・自主性を重視
 - ▶ 信頼関係に基づく支援

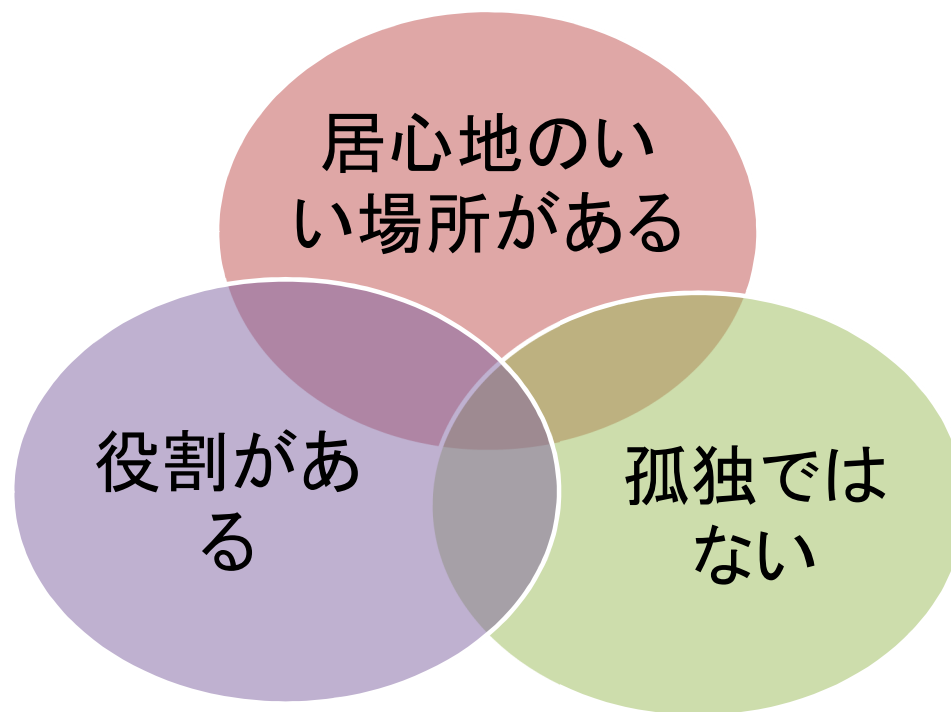
本人の望む暮らしと様々なズレ

- 安心な暮らしの中で人との信頼関係を結ぶ
- 人との距離の取り方を学ぶ
- 問題を解決する力をつける
- 様々な支援を活用する力を高める

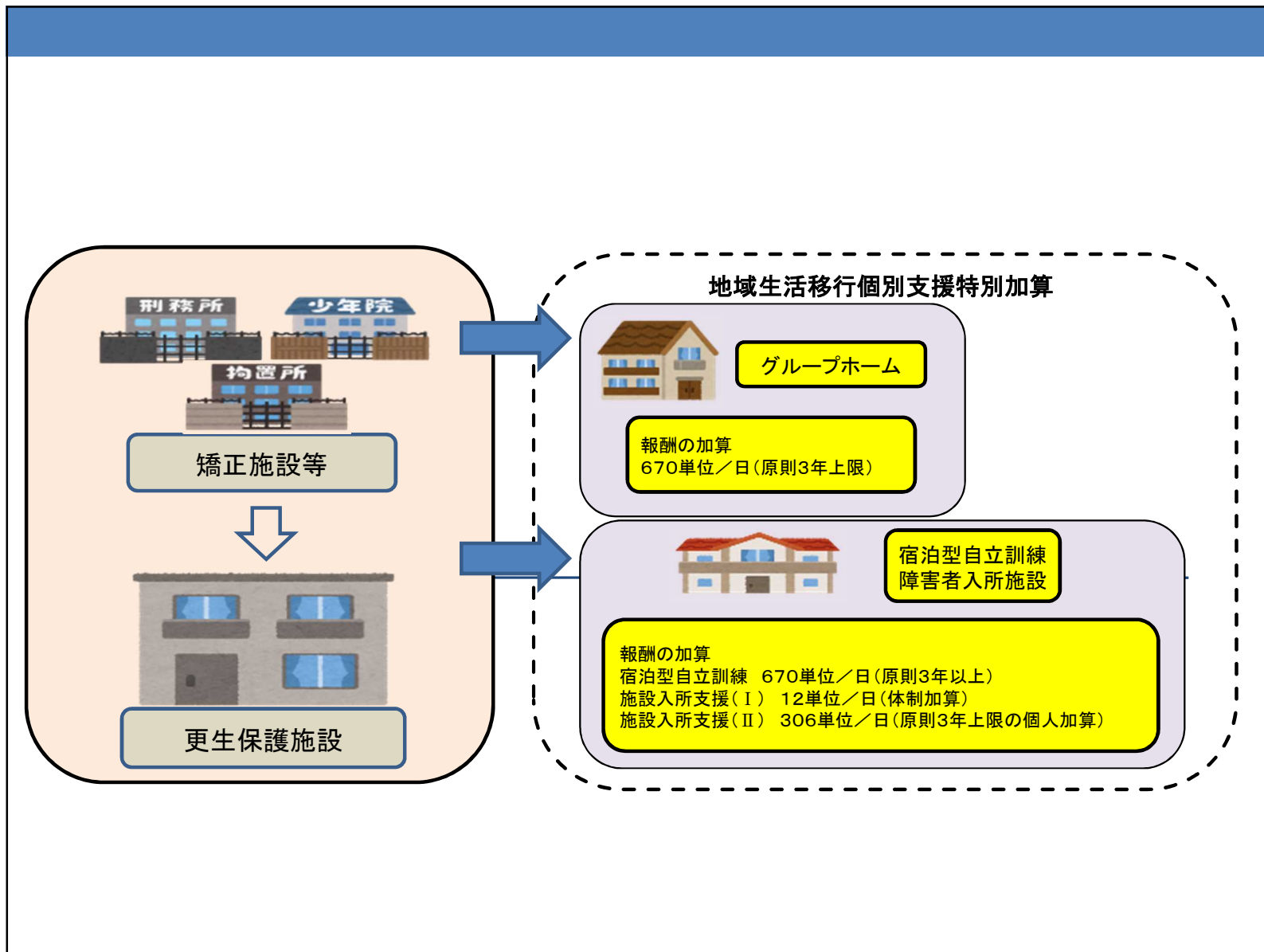
生活費の管理、食事や健康管理、ゴミの出し方、
困った時の対応、どんな時に誰に頼るか、
自分に合った仕事を見つける、仕事を続ける
ために身につけるべきことを知る。

出所後・釈放後の暮らし

- 屋根がある、食べ物がある、お金があるだけでは満たされない「暮らし」



加算について



加算について ①

- 事業所には手厚い福祉的支援等のために「地域生活移行個別支援特別加算」と「社会生活支援特別加算」が加算される
- 定着支援センターは支援を行ったことを証明する「意見書」を発行する
- 対象は矯正施設（刑務所・拘置所・少年刑務所・少年院・少年鑑別所・及び婦人補導院）や更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3年を経過していない者であり保護観察所、定着支援センターとの調整により事業所を利用することになった者
- 矯正施設から退所後、居宅で生活した後3年以内に保護観察所、定着支援センターとの調整により事業所を利用することになった場合、利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算対象となる。

加算について ②

- 加算の要件となる人員配置は、あらかじめ指定基準上配置すべき従業員に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受け入れ時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行う事が可能であること。
- 従業員に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解や対象者の有する課題を踏まえた支援内容、関係機関との連携等について学べるような事業所内研修、支援に実績のある事業所視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法で行う。

セミナーで体験を語る元少年

